

8 工事の概要、機器のメニューごとの条件及び必要書類

カ 高断熱浴槽の設置

メニューと
の条件

- ①製品のカタログ等により「高断熱浴槽」であることが明記されているものであること。
- ②機器は、未使用のものを購入すること。

申請に必要な書類

(注) 提出書類は可能な限りA4サイズに統一し、ホチキス留めはせずにご提出ください。

※必ず、工事完了後に申請してください。各様式は区ホームページよりダウンロードできます。

- ・ 交付申請書兼請求書【様式1】
- ・ 申請時チェックリスト【様式2】
- ・ 領収書及び領収書内訳書の写し【参考様式1】
※高断熱浴槽の設置に係る費用、メーカー名、型番を記載してください。
※領収書の宛名は必ず申請者名としてください。
※工事経費の全額が記載された領収書が必要です。
- ・ 高断熱浴槽のメーカー名及び仕様等が確認できるプランニングシート又はカタログ、パンフレット等の写し
※製品のカタログ等により「高断熱浴槽」であることが明記されているものがが必要です。
- ・ 工事完了日が確認できるものの写し（工事完了報告書、保証書等）【参考様式2】
- ・ 浴室の搬入時または施行中の断熱材が確認できる写真
※上記が無い場合には、浴室ドア内側上部のシリアルナンバーまたは型番・型式が明確に読み取れる写真、およびメーカーが発行した商品の仕様（メーカー名・型番・型式等の記載があるもの）が分かるものの写し（出荷証明書、保証書、納品書等）
※写真が数枚にわたる場合は、【参考様式3】写真提出用台紙をご利用ください。
- ・ 浴室を含む浴室全体の写真
※写真が数枚にわたる場合は、【参考様式3】写真提出用台紙をご利用ください。
- ・ 建物の登記事項証明書（原本／コピー可）（法務局でご申請下さい）
※発行日が申請前6か月以内のもの
※法務局の公印が無いものは認められません。
- ・ 申請者の住所が確認できるものの写し
（運転免許証、マイナンバーカード又は住民票（原本・コピー可））
※社会保険証やパスポート等に住所が手書きで記載されているものは認められません。
※マイナンバーカードの写しを提出する場合は、必ず表面のみご提出をお願いします。
（裏面の個人番号部分のコピーは提出しないでください。）
- ・ その他、区長が必要と認めるもの
※審査にあたり、上記以外の書類の提出を求める場合があります。